今治市見守りネットワーク事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、支援を必要としている市民が住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくりを行うため、地域全体で市民の見守り活動及び支援活動を行うことにより、孤立を予防し、及び日常生活における異変の早期発見に対するセーフティネットの機能を高め地域福祉の向上につなげるため、今治市見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定める。

　（定義）

第２条　この要綱において、協力事業者とは、市内において事業活動を行う事業者で、第４条第１項に規定する協定を締結したものをいう。

　（事業主体等）

第３条　事業の実施主体は今治市とする。

２　協力事業者から提供される生活に異変が生じた者、支援を必要とする者等に関する情報の対応窓口は、福祉の総合調整担当課及び各支所住民福祉担当課とし、連絡を受けて支援を行う市の機関は、福祉事務所、保健担当課及び各支所住民福祉担当課とする。

　（登録の届出）

第４条　協力事業者として事業に参画しようとするものは、今治市見守りネットワーク登録届出書（別記様式第１号）を市長に提出するとともに、市長と今治市見守りネットワーク事業に関する協定書（別記様式第２号）をもって当該協定を締結するものとする。

２　次の各号に掲げるものは、事業に参画できないものとする。

　(１)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

　(２)　その役員（暴対法第９条第21号ロに規定する役員等をいう。）が暴対法第２条第６号に規定する暴力団員又は今治市暴力団排除条例（平成22年条例第50号）第２条第３号に規定する暴力団員等であるもの

　(３)　暴対法第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員又は今治市暴力団排除条例（平成22年条例第50号）第２条第３号に規定する暴力団員等の利益になり、又はなるおそれがあると認められる活動を行っているもの

　(４)　その他協力事業所として不適当であると市長が認める活動を行っているもの

　（変更の届出）

第５条　協力事業者は、前条第１項の規定による届け出の内容に変更が生じたときは、今治市見守りネットワーク事業内容変更届出書（別記様式第３号）を市長に提出するものとする。

　（協定の解除等）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該協力事業者との協定を解除するものとする。

　(１)　協力事業者が登録の解除を申し出たとき。

　(２)　協力事業者が第４条第２項各号のいずれかに該当するとき。

２　前項第１項の規定による申出は、今治市見守りネットワーク事業協定解除申出書（様式第４号）により行わなければならない。

　（事業内容）

第７条　事業の内容は、次に掲げるものとする。

　(１)　協力事業者は、今治市において業務中に、業務に支障のない範囲で、市民に対して、さりげない見守り等により、その安否を確認する。

　(２)　協力事業者は、前項の安否確認において様態に何らかの異変を察知したときは、その状況を市に連絡するものとする。ただし、市民の生命、身体及び財産を保護するために緊急性を要する場合は、速やかに警察署又は消防署に通報するものとする。

　(３)　 市は、協力事業者から前項の連絡を受けたときは、関係機関と連携して市民の安全確保のため必要な対応を行うとともに、その結果を協力事業者に連絡するものとする。

　（事業者の責務等）

第８条　協力事業者は、その従業員に対して、この協定の趣旨を周知し、見守り活動（前条第１号及び２号に規定する活動をいう。次項において同じ。）が円滑に実施できるよう努めるものとする。

２　見守り活動に要する経費は、協力事業者の負担とする。

　（個人情報の取扱い）

第９条　協力事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び今治市個人情報保護条例（平成17年今治市条例第21号）を遵守し、事業の実施により知り得た個人情報を、事業の目的以外に利用し、又は漏えいしてはならない。協力事業所でなくなった後も同様とする。

　（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和３年８月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行前に、今治市見守りネットワーク事業に関する協定書を締結した協力事業者については、第４条第１項の規定により今治市見守りネットワーク事業に関する協定書を締結した協力事業者とみなす。

（別記様式第１号）

年　月　日

（宛先）今治市長

今治市見守りネットワーク事業登録届出書

『「今治市見守りネットワーク事業」見守り協定』の趣旨に賛同し、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりの実現に向けて、地域で生活する市民の見守りを推進するため、つぎのとおり提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名（法人・会社名等） |  |
| 担当者（責任者）名（担当部署があればご記入ください） |  |
| 所在地 | 〒　　　　-ＴＥＬＦＡＸメール |
| 備考 |  |

（別記様式第２号）

今治市見守りネットワーク事業に関する協定書

　今治市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、行政と事業者の連携・協働による「支え合うまちづくり」を推進するため、見守りネットワーク事業の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、支援を必要としている市民が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう甲と乙とが協力して見守り活動及び支援活動を行うことにより、セーフティネットの機能を高め地域福祉の向上に資することを目的とする。

（見守り活動の実施）

第２条　乙は、今治市において業務中に、業務に支障のない範囲で、市民に対して、さりげない見守りなどにより、その安否を確認する。

２　乙は、前項の安否確認において様態に何らかの異変を察知したときは、その状況を甲に連絡するものとする。ただし、市民の生命、身体及び財産を保護するために緊急性を要する場合は、速やかに警察署又は消防署に通報するものとする。

３　乙は、その従業員に対して、この協定の趣旨を周知し、見守り活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

４　見守り活動（連絡・通報を含む。）に要する経費は、乙の負担とする。

（支援活動の実施）

第３条　甲は、乙から前条第２項の連絡を受けたときは、関係機関と連携して市民の安全確保のため必要な対応を行うとともに、その結果を乙に連絡するものとする。

（個人情報の保護）

第４条　乙は、この協定の実施にあたり個人情報の保護に配慮するとともに、見守り活動の実施上知り得た情報及び前条の甲の支援活動の結果を外部に漏らし、又は自らの見守り活動以外の目的に使用してはならない。この協定が終了した場合も同様とする。

２　乙は、その従業員に対し、個人情報の保護について前項の禁止事項その他必要な事項を周知徹底しなければならない。

（免責）

第５条　乙は、第２条の規定による活動を行うことができなかった場合であっても、市民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から　年　月　日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１か月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示のないときは、有効期間満了日の翌日から更に１年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第７条　甲及び乙は、この協定に定める事項を行使できない事情等が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定の全部又は一部を解除することができる。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

　以上のとおり、協定を締結したことを証するため、この協定書２通を作成し、甲乙両者記名の上、各自その１通を保有する。

　　　　　年　月　日

甲　　愛媛県今治市別宮町一丁目４番地１

今治市長

乙

（別記様式第３号）

年　月　日

（宛先）今治市長

今治市見守りネットワーク事業内容変更届出書

『「今治市見守りネットワーク事業」見守り協定』の趣旨に賛同し、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりの実現に向けて、地域で生活する市民の見守りを推進するため、つぎのとおり内容の変更をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名（法人・会社名等） |  |
| 担当者（責任者）名（担当部署があればご記入ください） |  |
| 所在地 | 〒　　　　-ＴＥＬＦＡＸメール |
| 備考 |  |

（別記様式第４号）

年　月　日

（宛先）今治市長

今治市見守りネットワーク事業協定解除申出書

　年　月　日付で今治市と「今治市見守りネットワークに関する協定書」を締結しましたが、下記の理由により協定の解除を申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名（法人・会社名等） |  |
| 解除年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 解除理由 |  |